

令和2年3月12日

芦屋市指定給水装置工事事業者
給水装置用具・材料取扱い業者 各位

芦屋市上下水道部

伸縮継手及び伸縮可とう継手の採用とテーパージョイントの取扱いについて（通知）

本市では、給水装置工事において芦屋市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が継手材料として、「伸縮継手」及び「伸縮可とう継手」を採用します。つきましては、テーパージョイントの使用を段階的に禁止しますので在庫管理に注意していただくようお願いいたします。

記

1. 新規採用品名（名称）

伸縮継手及び伸縮可とう継手

2. 採用範囲

給水装置工事の内、管理者が材料及び工法を指定する範囲で、止水栓とビニル管、メーター装置、サドル付分水栓等の接続継手に採用する。（修繕工事を含む）

3. 採用理由

伸縮継手及び伸縮可とう継手は、給水装置工事において広く一般的に採用されている。

テーパージョイントは、熱間加工によりビニル管との接続を行うことから、給水装置工事に使用する継手材料として相応しくない。

4. 適用

2020年（令和2年）4月1日

5. テーパージョイントの取り扱い

管理者が材料及び工法を指定する範囲のテーパージョイントの使用は2021年（令和3年）3月31日までとする。（政令第5条第2項に適合する材料につき、管理者が指定する範囲外については任意使用を認める。）

6. 伸縮継手の使用箇所

止水栓の二次側接続（止水栓二次側の管種がHIVPの場合）

7. 伸縮可とう継手の使用箇所

サドル付き分水栓φ30～φ50の止水機構二次側（取水口）
水道メーター装置φ13～φ40の二次側接続

※注意事項

- 伸縮継手は伸縮量の1/2の寸法で位置決めを行うこと。
- 伸縮可とう継手は水平状態で位置決めを行うこと。